

一 金町工場従業員ハ其ノ自由意志ニ依リ退ニ之陽收ニ存スル団体ニ加盟シ若ハ
 退退ノ自由ヲ有スルコト
 二 会社ハ業ニ奮表セル解雇者中男ハ名々十名ノ復取ヲ認メ従業員側ハ三十名ノ
 解雇ヲ承認スルコト
 三 会社ハ右様解雇者ニ対シ退退ノ取手当ノ外特別手当トシテ金一封支給スルコト
 四 会社ハ不手試験決ニ当リ金一封ヲ支給スルコト
 五 保険者ハ就業保障法ニ據リ復取セシムルコト
 六 金町工場ハ時不労多並ニ各従業員間ニ不テハ相互ニ融和ト親睦ヲ旨トシ事業
 發展ノ為ニ努力スルハ勿論不手試験ニ関シ派生シタル何歎ニ対シテハ双方善処
 スルコト
 昭和十年四月七日

事業主側代表
 東京モスリヤ紡糸株式会社事務取締役
 杉本徳三

従業員代表
 日弁労総同盟代表
 杉岡勲吉
 金井元彦
 調停者

昭和十年四月七日 遺書才三項ノ特別手当金一封ノ内容ハ金五千五百円也今亦四
 項ノ金一封ノ内容ハ金一万四百円也トス
 昭和十年四月七日 警視庁調停課長 金井元彦

念 書

昭和十年四月七日 紙費書作成ニ当リ附帯手帳トシテ調停官立念ノ上労資間ニ
 左記ノ如キ規定ヲ為シタリ

- 一 会社ハ不手試験解決後後年試験ヲ希望者中約二百五十名ニ対シ一先取口セシ
 ム今四月ニ取社就業セシムルコト
- 一 取口者ノ人選才法ハ失シ希望者ヲ募リ希望者カ右取口ニ達セサル場合ハ抽籤
 ニ依ルコト
- 一 会社ハ右取口者中希望ニ依ル者ニ対シテハ旅費及小俵トシテ一日当金五円先
 取抽籤ニ依ル者ニ対シテハ旅費ノ外定給ヲ支給スルコト

昭和十年四月七日
 調停官 金井元彦